

令和 8 年 10 月
堺 市 建 設 局

建設工事積算基準（堺市建設局）の改訂に伴う取扱いについて（お知らせ）

令和 8 年度建設工事積算基準（堺市建設局）の改訂に伴い、主な項目について、運用上の取扱いを下記のとおり変更しております。

なお、本取扱いは「令和 8 年度 国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）」に基づくものであり、詳細については同基準書及び、発注時の特記仕様書等をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 一般管理費等率の取扱い

国土交通省にて最新の当社経費の実態を反映した一般管理費等率の改定が行われたことを踏まえ、同様に改定します。（別紙参考資料参照）

2. 一般管理費等率の補正に係る取扱い

契約保証に係る一般管理費等率の補正について、従来は「前払金の保証がある工事」を前提としていましたが、改定後は契約保証の方法に応じて補正を行う取扱いとします。

※「令和 8 年度 国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）」を参照ください。

3. 時間的制約を受ける公共土木工事の積算に係る取扱い

国土交通省にて移動時間を踏まえた積算の適正化が行われ、移動時間を考慮した歩掛へ改正されたことを踏まえ、時間的制約を受ける公共土木工事の積算については、移動時間等を考慮した取扱いとします。（別紙参考資料参照）

問 い 合 わ せ 先
担当課 : 建設局 土木部 土木監理課 電 話 : 072-228-7416

令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

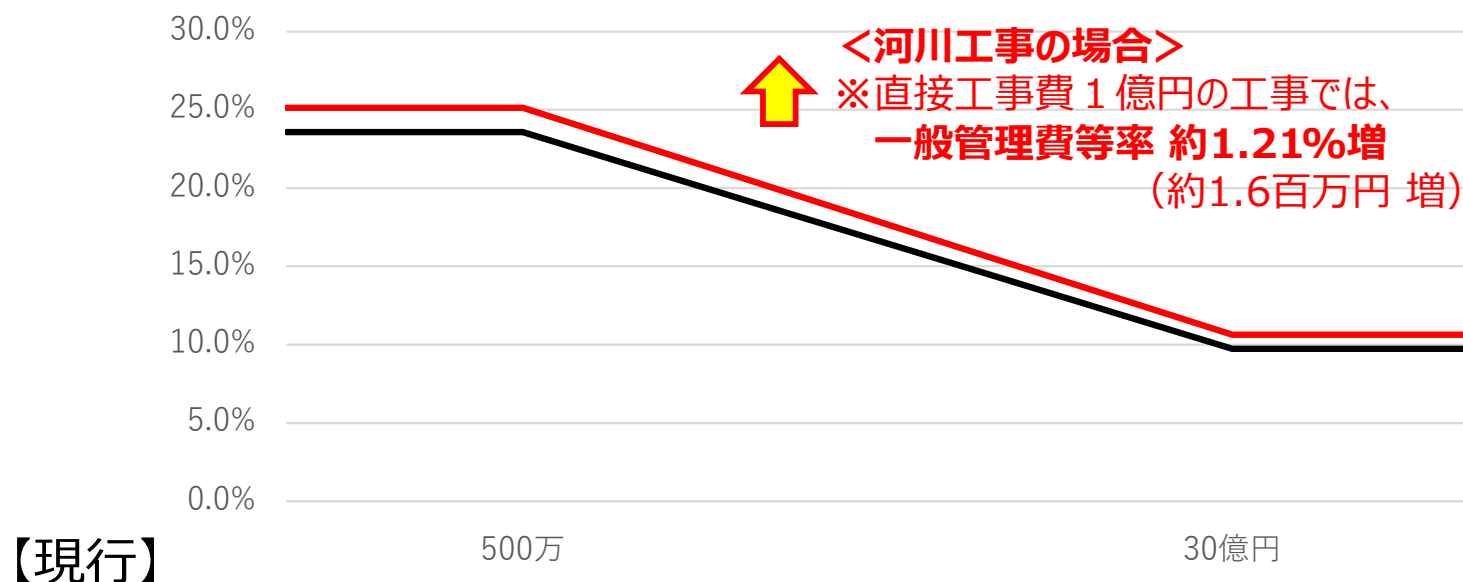
国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(\text{Cp}) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

令和6年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房 技術調査課

大臣官房 参事官イノベーショングループ

道路局 国道・技術課

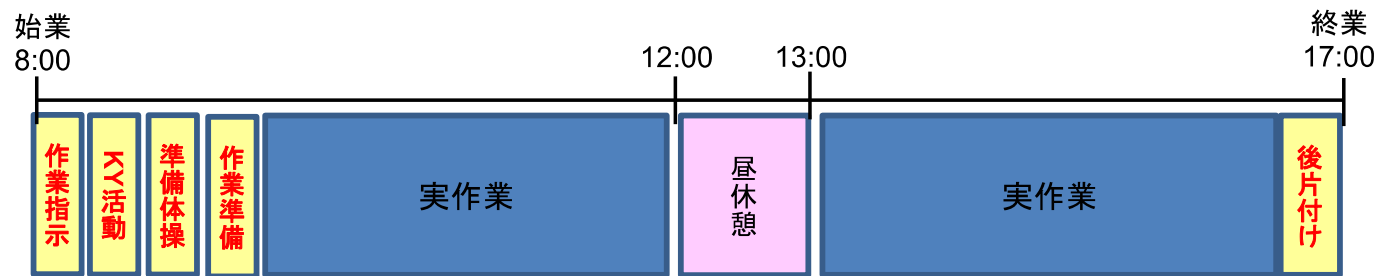
国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

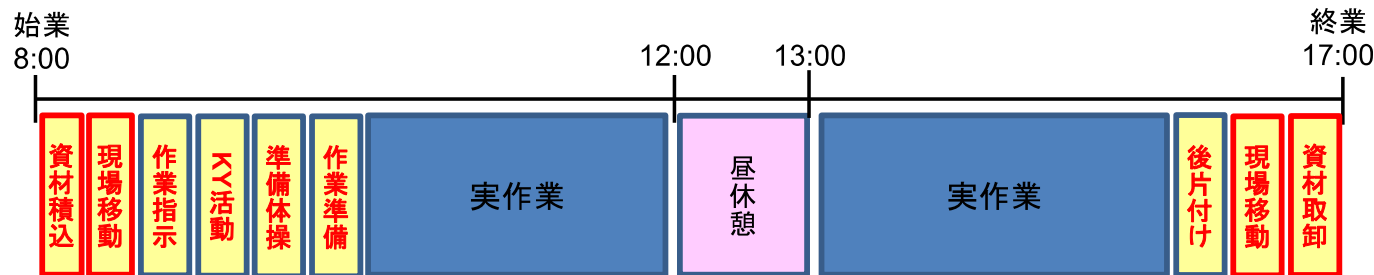
(5)移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■従前の調査



■R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工

令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

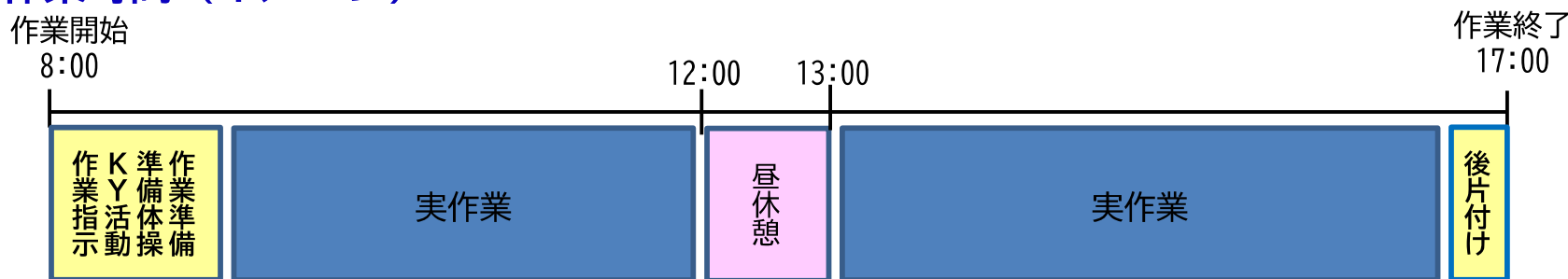
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

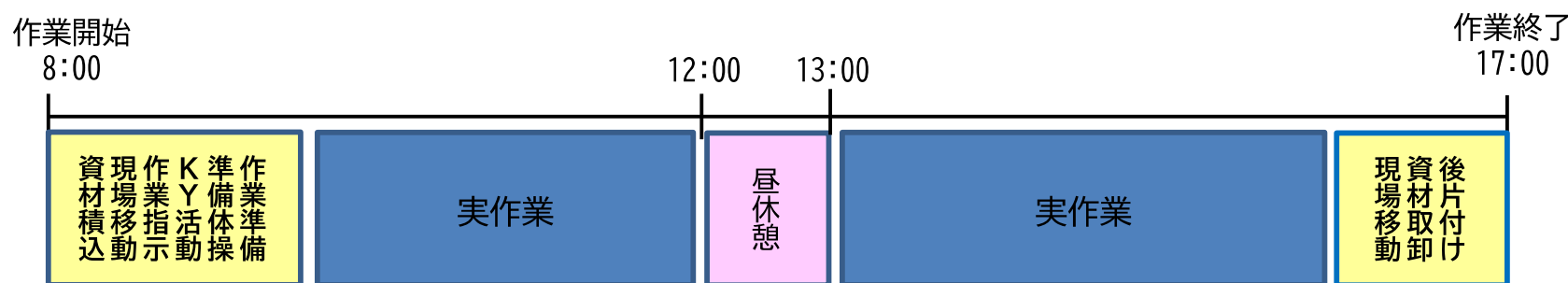
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

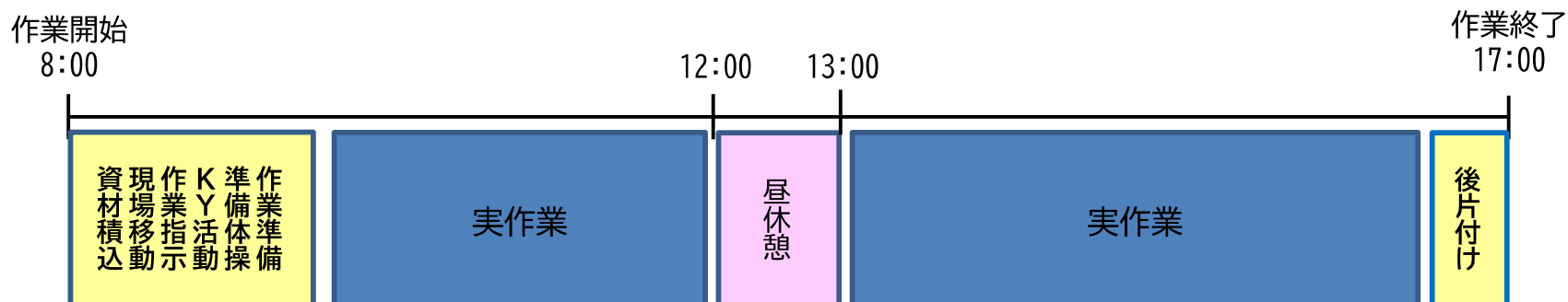
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡張工

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

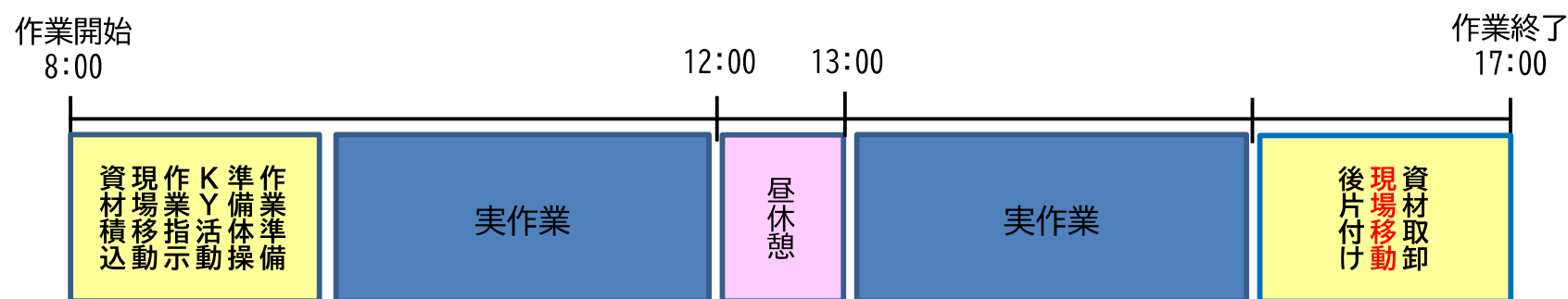
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

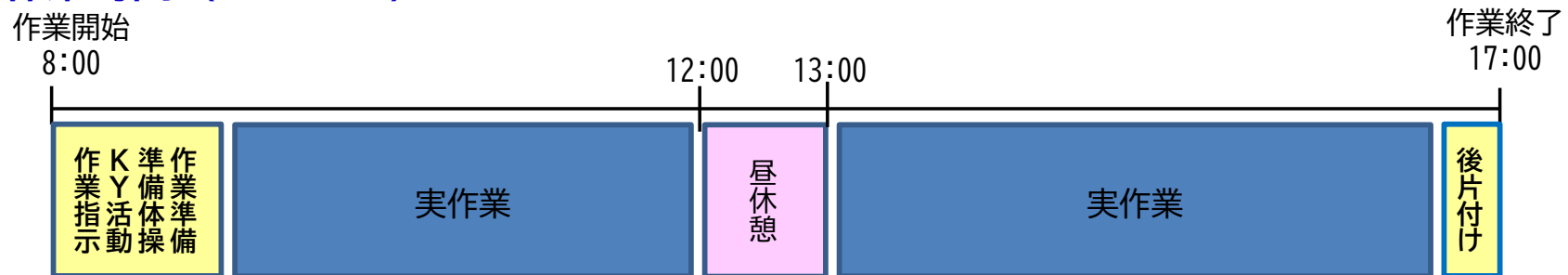
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

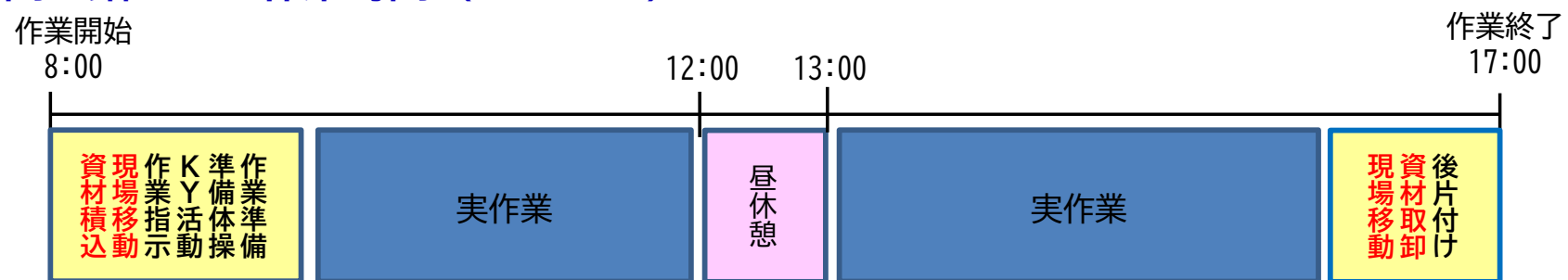
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など **11工種** で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R8年度歩掛改正に反映

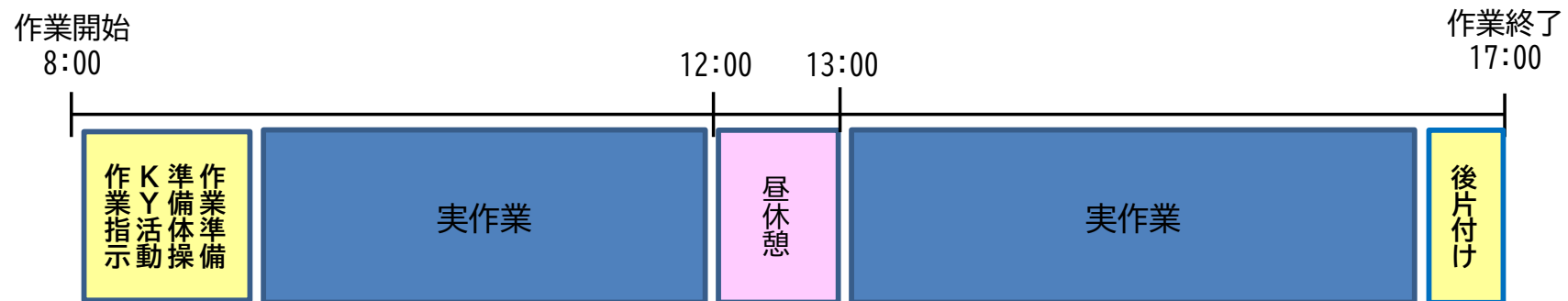
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

1. (3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

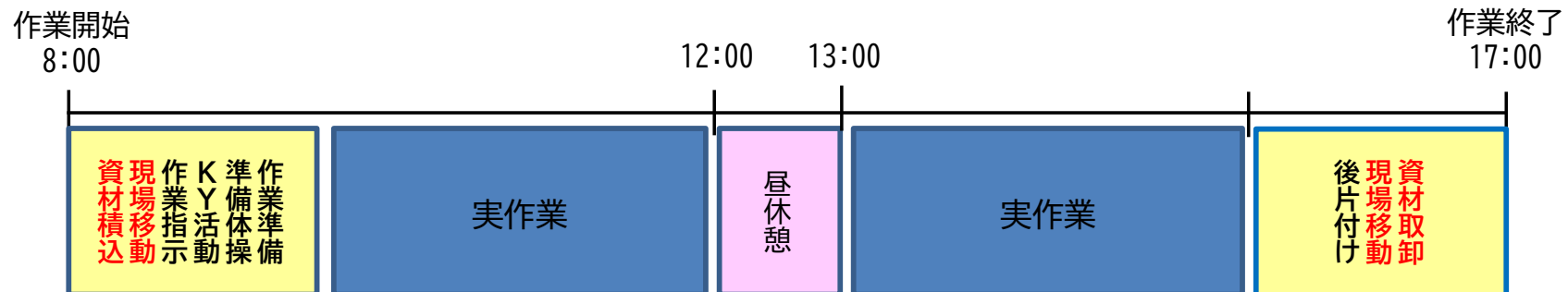
- 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）

※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している **3工種** において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和8年度歩掛改正に反映

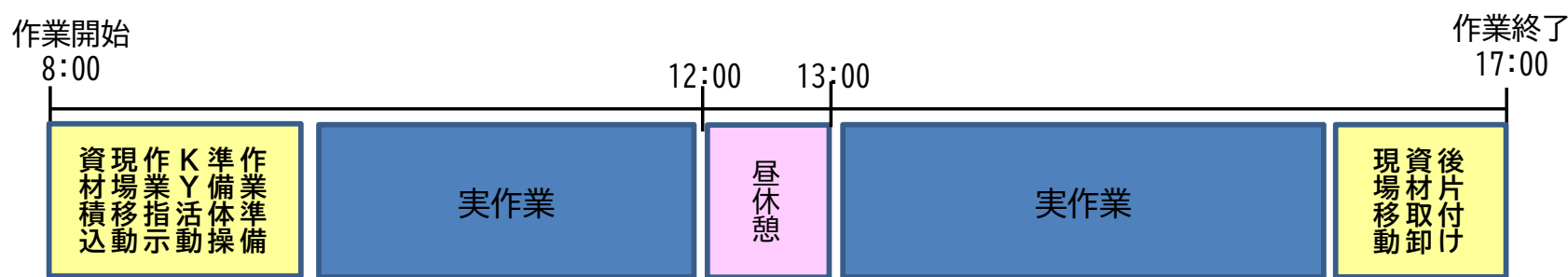
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、P C 橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

1. (3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

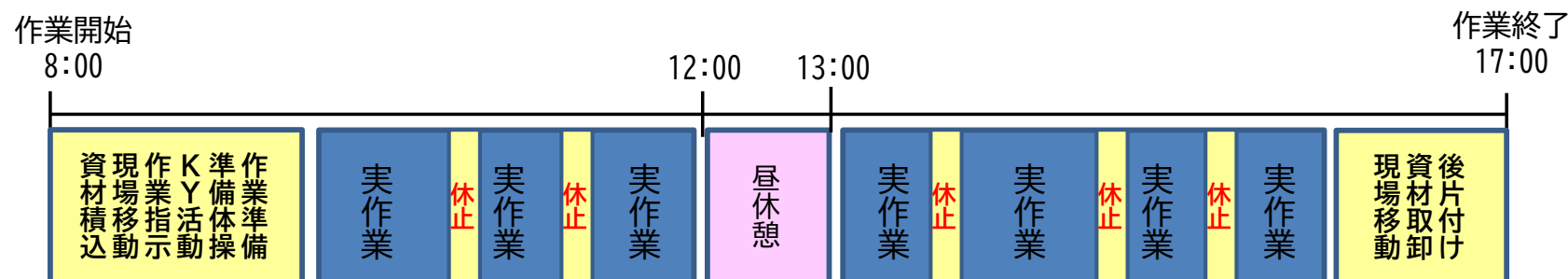
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工